

水道料金等について

○水道料金 (2ヶ月当たり・消費税抜)

平成16年5月1日料金改定

種 別	用 途	基 本 料 金		超 過 料 金		
		使用量	金 額			
1 専用給水装置	(4) 公衆浴場用	20m ³ まで	1,888 円 (税込) 2,076 円	21m ³ 以上	1m ³ につき	119 円

○水道の使用に伴う下水道使用料 (2ヶ月当たり・消費税抜)

平成21年4月1日使用料改定

汚 水 種 別	基 本 使 用 料		超 過 使 用 料			
	使用量	金 額				
一 般	20m ³ まで	2,612 円 (税込) 2,873 円	21m ³ 以上 60m ³ まで	1m ³ につき	153 円	
			61m ³ 以上 100m ³ まで	1m ³ につき	168 円	
			101m ³ 以上 200m ³ まで	1m ³ につき	183 円	
			201m ³ 以上 600m ³ まで	1m ³ につき	200 円	
			601m ³ 以上 1000m ³ まで	1m ³ につき	214 円	
			1001m ³ 以上	1m ³ につき	221 円	

○温泉の使用に伴う下水道使用料 (2ヶ月当たり・消費税抜)

平成21年4月1日使用料改定

汚 水 種 別		基 本 使 用 料		超 過 使 用 料
		使用量	金 額	
温 泉	公 衆 浴 場	1m ³ につき	59 円	

※公衆浴場に温泉を使用している場合、温泉汚水排出量は給湯量1.8ℓ(1升)当たり2ヶ月で100m³です。この場合の温泉下水道使用料は、100m³ = 5,900 円(税抜)です。

※給湯を中止した場合、中止した分の温泉下水道使用料はかかりません。

○温泉料金 (2ヶ月当たり)

平成25年4月1日料金改定

用 途	毎分1.8ℓ(1升)当たり
公 衆 浴 場	15,048 円
	(税込) 16,552 円

○温泉加入金

平成25年4月1日加入金改定

用 途	毎分1.8ℓ(1升)当たり
公 衆 浴 場	94,500 円
	(税込) 103,950 円

※給湯権利を所有されている間は、温泉料金がかかります。(給湯を中止した場合でも、温泉料金はかかりません)

※給湯権利を廃止しても加入金の払い戻しはいたしません。再度給湯権利を所有するには改めて加入金が必要です。給湯設備廃止に伴う工事費用はおお客様の負担となります。

※源湯所有者であっても、一旦給湯権利を廃止し、再度給湯権利を所有される場合は、一般給湯の加入金となります。

○給水装置の新設又は改造(増径の場合に限る)に係る加入金

メーターの口径	加 入 金	メーターの口径	加 入 金
13mm	30,000 円 (税込 33,000 円)	40mm	400,000 円 (税込 440,000 円)
16mm	48,000 円 (税込 52,800 円)	50mm	600,000 円 (税込 660,000 円)
20mm	75,000 円 (税込 82,500 円)	63mm	950,000 円 (税込 1,045,000 円)
25mm	130,000 円 (税込 143,000 円)	75mm	1,500,000 円 (税込 1,650,000 円)
30mm	200,000 円 (税込 220,000 円)	口径が75mm以上は、流量比等を勘案して管理者が定める	

※増径の場合は、新口径に係る加入金と、旧口径に係る加入金との差額が必要です。

○水道料金早見表 (2ヶ月当たり・消費税込)

(4) 公衆浴場用

使用量(m ³)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	20m ³ 以内は基本料金 2,076 円									
20	2,076	21m ³ 以上は、1m ³ につき 119円を加算 水道料金 = { 1,888円 + (使用量 - 20m ³) × 119円 } × 消費税1.1								

○下水道使用料早見表 (一般:2ヶ月当たり・消費税込)

使用量(m ³)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	20m ³ 以内は基本使用料 2,873 円									
20	2,873	3,041	3,209	3,378	3,546	3,714	3,883	4,051	4,219	4,387
30	4,556	4,724	4,892	5,061	5,229	5,397	5,566	5,734	5,902	6,070
40	6,239	6,407	6,575	6,744	6,912	7,080	7,249	7,417	7,585	7,753
50	7,922	8,090	8,258	8,427	8,595	8,763	8,932	9,100	9,268	9,436
60	9,605	9,790	9,974	10,159	10,344	10,529	10,714	10,898	11,083	11,268
70	11,453	11,638	11,822	12,007	12,192	12,377	12,562	12,746	12,931	13,116
80	13,301	13,486	13,670	13,855	14,040	14,225	14,410	14,594	14,779	14,964
90	15,149	15,334	15,518	15,703	15,888	16,073	16,258	16,442	16,627	16,812
100	16,997	101m ³ ~200m ³ までは、1m ³ につき 183円を加算								
150	27,062	下水道使用料 = { 15,452 円 + (使用量 - 100m ³) × 183円 } × 消費税1.1								
200	37,127	201m ³ ~600m ³ までは、1m ³ につき 200円を加算								
300	59,127	下水道使用料 = { 33,752 円 + (使用量 - 200m ³) × 200円 } × 消費税1.1								
400	81,127									
500	103,127									
600	125,127	601m ³ ~1000m ³ までは、1m ³ につき 214円を加算								
700	148,667	下水道使用料 = { 113,752 円 + (使用量 - 600m ³) × 214円 } × 消費税1.1								
800	172,207									
900	195,747									
1000	219,287	1001m ³ 以上は、1m ³ につき 221円を加算								
1500	340,837	下水道使用料 = { 199,352 円 + (使用量 - 1000m ³) × 221円 } × 消費税1.1								
2000	462,387									
3000	705,487									
4000	948,587	※1000m ³ 以上排出する使用者はその水質により、汚水水質による下水道使用料が加算される場合があります。								
5000	1,191,687									

※水道と温泉を使用されるため、(一般下水道使用料(税抜)+温泉下水道使用料(税抜))×消費税1.1となります。